



発行 東京都

目次

規則

○東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則…

告示

○都市計画事業の認可…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…

○介護老人保健施設の許可…

○保安林の指定施業要件の変更…

公 告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し…

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請…

○特定非営利活動法人の設立の認証申請…

○再開発等促進区を定める地区計画の原案…

○開発行為に関する工事完了…

○土地収用法による収用の裁決手続開始…

正 誤

○平成二十五年三月二十九日付東京都水道局管理規程第八号…

規 則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月三日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第六十六号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表六の項中「疾病」の下に「のうち、B型ウイルス肝炎若しくはC型ウイルス肝炎に対して行われるインターフェロン治療を要する場合の当該疾病又はB型ウイルス肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療を要する場合の当該疾病」を加え、同項の次に次のように加える。

七	別表第五に掲げる疾病のうち、C型ウイルス肝炎に対して行われるインターフェロンフリー治療を要する場合の当該疾病に係る対象者	申請書を受理した日の属する月の初日	助成開始日から起算して七月を経過する日
---	--	-------------------	---------------------

第十条第一項中「インターフェロン治療を要する場合の当該疾病」の下に「及びC型ウイルス肝炎に対して行われるインターフェロンフリー治療を要する場合の当該疾病」を加える。

別表第一第一類の項疾病名の欄中「天疱瘡」を「天疱瘡」に改める。

別表第五B型ウイルス肝炎、C型ウイルス肝炎の項疾病の範囲の欄中「並びに」を「、C型ウイルス肝炎に対して行われるインターフェロンフリー治療を要する場合の当該疾病及び」に改める。

別記第十号様式を次のように改める。



種類及び名称 二・八号本町二丁目公園

三 事業施行期間 平成二十六年十二月三日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地 中野区本町二丁目地内

取用の部分

使用の部分

なし

●東京都告示第千六百四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区東尾久七丁目地内）

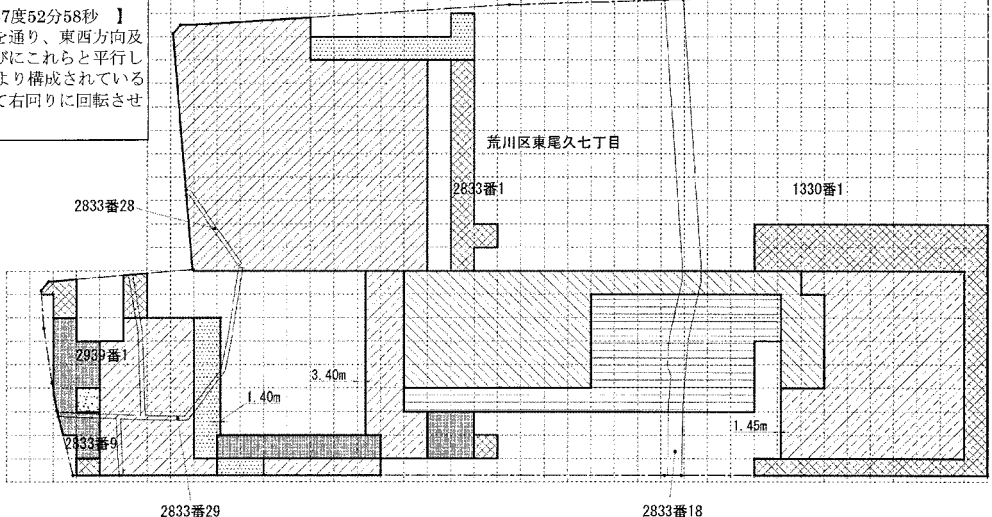
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図

【支点】  
支点は、荒川区東尾久七丁目1330番1の最北端とする。

【格子の回転角度：87度52分58秒】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



- 【凡例】
- : 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
  - : 形質変更時要届出区域 (平成25年東京都告示第1484号により指定した区域)
  - : 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第297号により指定した区域)
  - : 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第859号により指定した区域)
  - : 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第986号により指定した区域)
  - : 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第1411号により指定した区域)
  - : 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第1461号により指定した区域)
  - : 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第1516号により指定した区域)
  - : 単地区画境界線
  - : 敷地境界
  - : 筆境界
  - : 調査対象地

●東京都告示第千六百五号

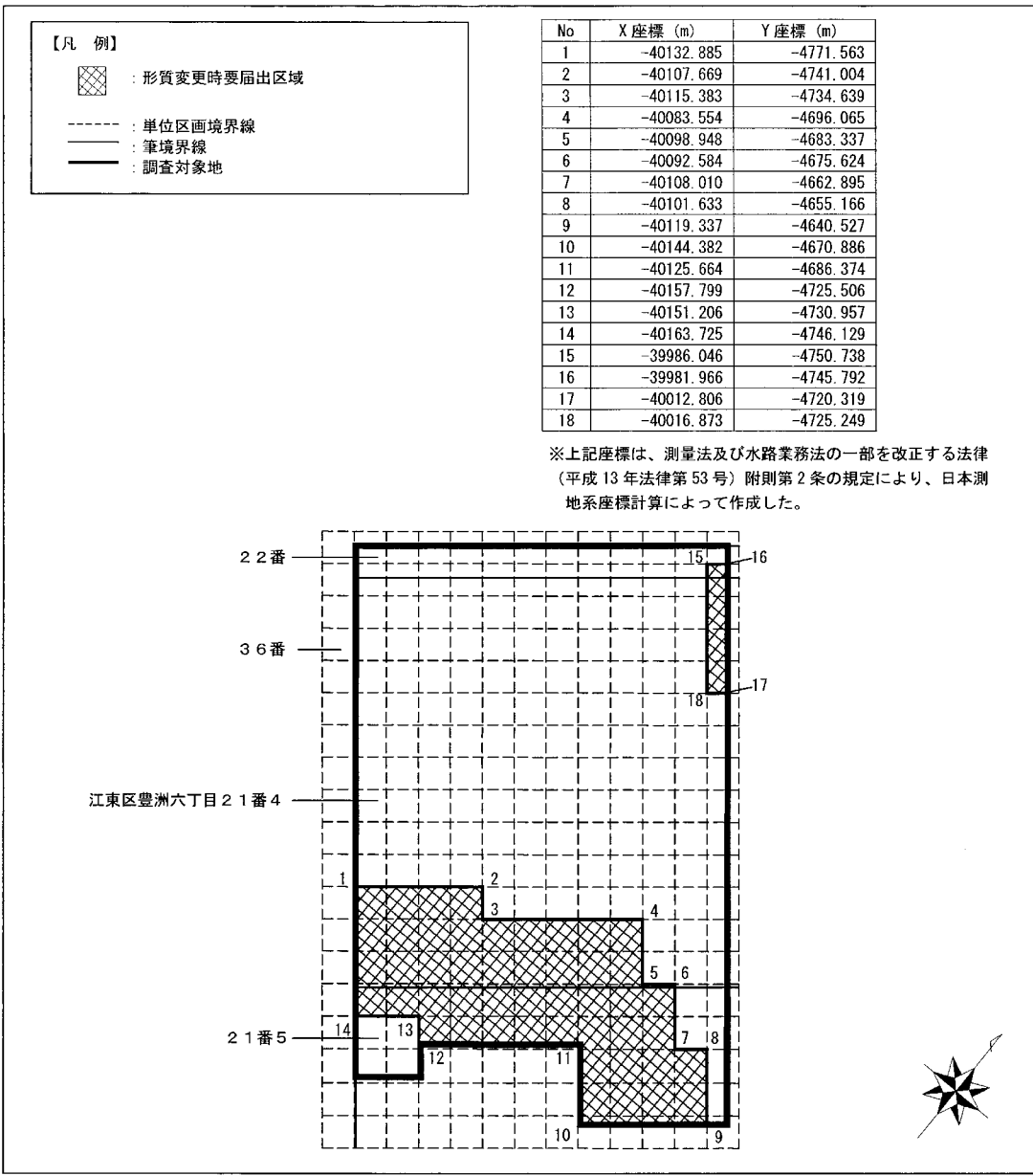
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月三日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、砒素<sup>ひ</sup>及びその化合物並びにベンゼン

別図



●東京都告示第千六百六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定により介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第百四条の二第一号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百三十七条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月三日

東京都知事 外 添 要 一

サービスの種類 介護保健施設サービス

開設者の名称	施設の名称	開設の所	年月日
医療法人社団 明芳会	介護老人保健施設 クロー	板橋区仲町一	平成二十六年十月一日
	バーのさと		
	イムスケア		
	カウビリ板橋		
社会福祉法人 浴風会	老健くぬぎ	杉並区高井戸 同日	
		西一丁目十二番一号	

●東京都告示第千六百七号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月三日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
あきる野市乙津字入ノ沢一〇六二番、字高嶽一五九〇番、字桐坂一六一三番、一六一五番、一六一七番から一

六二〇番まで、戸倉字城山四一六番口、四一七番イ、四

一八番イ、同番ニ、字行瀬九四四番、九四五番、字星竹

西畑萩ノ一二〇四番、一二二三番、一二二五番から一二

二九番まで、字星竹足瀬一二四六番、字盆堀日影清水二

〇四一番、字大日影二〇八三番一、字牛竹二〇九八番一、

字坂沢西ノ谷戸二三五七番、小和田字石神五〇四番二、

深沢字柴原一七〇番から一七二番まで、字天神森二二四

番、二二五番、字南沢堀切二九三番、字南沢滝三〇九番、

三一八番、字南沢三三七番、網代字八丁地四一六番、四

一七番、養沢字上養沢七八二番、七八六番、七八七番、

七九四番、字向養沢一二〇一番、一二〇三番、西多摩郡

日の出町大字大久野字羽生一四六一番一、同番三、字幸

神一九〇〇番、一九八七番、字岩井二六七二番一、字細

尾三四二九番一、三七五五番一、字三ツ沢四七四六番一、

同番二、字三ツ沢塔ノ入四八五三番一、字長井四八六七

番、四八七二番、四九一六番、五一九〇番、五一九八番

五、五一九九番、字玉ノ内七五五四番一、同番二、七七一六

番、西多摩郡檜原村字南郷五九一五番

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びにあきる野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千六百八号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月三日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市乙津字阿寺沢九三二番イ、同番口、九三二番、小和田字寺ノ入五二二番一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野

市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十六年十二月三日

東京都知事 外 添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日  
名称 氏名 事業所の所在地  
田原香油 田原 周一 墨田区東向島二丁目二十九番十三号 平成二十六年九月三十日  
株式会社

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月三日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フレンズ・ウィズアウト・ア・ボーダー JAPAN

三 代表者の氏名

松島 彰雄

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区下目黒一丁目七番五号 二〇三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、アジアの恵まれない子供たちの支援を目的とする。適切な医療を受けることが困難なアジアの子供たちに安心して健康を託せる医療の提供、現地医療スタッフ等への医療教育を通し医療システムの向上を図り、地域に基づいたアウトリーチプログラムを実施し地域における衛生予防教育に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本賃貸住宅支援センター

三 代表者の氏名

秋山 展博

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西新宿六丁目十五番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、外国人、障害者、児童福祉施設などの退所者等を始めとした、賃貸住宅に入居すること

に困難を抱えた方々及び被災者に対して、安心して賃貸住宅に入居できるよう、賃貸人および賃借人の双方を支援する事業を行うことにより、福祉の増進を図り、明るく幸せな社会づくりに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人和道教育武道振興会

三 代表者の氏名

立石 晴康

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田佐久間町四丁目九番地 みちのくビル3A

五 定款に記載された目的

この法人は子供から高齢者まで幅広く地域の方に武道教育を通じ、継続的且危急的対応の出来る学習指導支援及び生活指導を行い地域社会に貢献する事を目的とする。（以上原文のまま掲載）

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月三日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日  
平成二十六年十一月七日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本海洋塾

三 代表者の氏名  
谷山 洋

四 主たる事務所の所在地  
東京都江東区越中島二丁目一番六号 国立大学法人東京海洋大学 越中島会館二階

五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民を対象に、ウェブサイトを、機関誌あるいはセミナー、展示会等により海事思想の啓発普及を図り、海洋に関心のある青少年並びに海事業業に関わる人材の育成、技術の伝承等の教育活動を行うと共に、国立大学法人東京海洋大学所蔵の重要文化財明治丸と海事文化財類の利活用促進と安全管理に関わる活動により、海事思想の啓発普及、海洋国家日本の発展並びに海事文化財の保護に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十六年十一月七日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 Vision K Quantu

m Leap Academy  
代表者の氏名  
金山 京子

四 主たる事務所の所在地  
東京都港区麻布台二丁目一番二一九〇八号

五 定款に記載された目的  
この法人は、全ての市民を対象に、心と体ともに健やかなセラピストや料理家など「医学以外の分野で人々の健やかさや幸せ」にかかわる人々を育成し、技術教育を施し、生きていくにあたっての心地よさとは何か、最高の環境とは何かを提案することにより社会教育の増進を図るとともに、当該活動のための認定スクールを設立し、育成した人物を雇用あるいは独立を支援することで職業能力の開発及び雇用機会の拡充および経営者の育成を支援する活動を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十六年十一月十日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ソーシャルイノベーションサポーターセンター

三 代表者の氏名  
森 健輔

四 主たる事務所の所在地  
東京都世田谷区千歳台一丁目十五番十号 祖師谷ハイ

五 定款に記載された目的  
この法人は、ソーシャルアントレプレナー、ソーシャルベンチャー、ソーシャルイノベーション等にチャレンジする起業家に対する様々な支援に関する事業、起業家の支援者(各専門家)の育成支援その他支援体制や支援

環境の整備等に関する事業等を行い、「ビジネスと社会貢献の両立」や「新しい価値の創出」にチャレンジする起業家を世の中に数多く輩出していくことで、経済活動の活性化等に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十六年十一月十日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人マンファイと青年基金エヌジーオ

三 代表者の氏名  
MONPHY CHARLES KOFI PRINCE (マンファイ) チャールス コフィ プリンス

四 主たる事務所の所在地  
東京都大田区南蒲田二丁目七番六号 リポーズY A

五 定款に記載された目的  
この法人は、国際協力活動の豊かで健全な発展と広汎な市民各層の参加による国際協力を実現するため、アフリカガーナの教育環境支援、栄養環境改善、物資支援、医療保険の提供、募金活動、交流促進、啓蒙活動、などの事業を人々の善意とボランティア精神をもって行い、行政、企業、市民が参画しそれぞれの責任を果たす市民社会の実現と市民公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際人形劇連盟日本センター

三 代表者の氏名

楠 光正

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区代々木二丁目十二番三号 二F

五 定款に記載された目的

この法人は、人形劇に関わる個人及び団体に対して、人形劇に関する事業を行い、人形劇文化の普及と高揚をはかり、伝統を保持し、国際的發展に寄与するとともに、人種・政治体制・宗教・文化の違いにかかわらず、人形劇芸術にたずさわる全世界の人々が、人形劇芸術を通して、国際人権宣言に謳われている平和と国民相互の理解に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 名称  
臨海副都心有明南地区地区計画

二 位置  
変更する区域  
江東区有明三丁目地内

三 区域  
別図のとおり

四 縦覧場所  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)及び江東区役所

五 縦覧期間  
公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課



別図

東京都市計画地区計画  
臨海副都心有明南地区地区計画 区域図

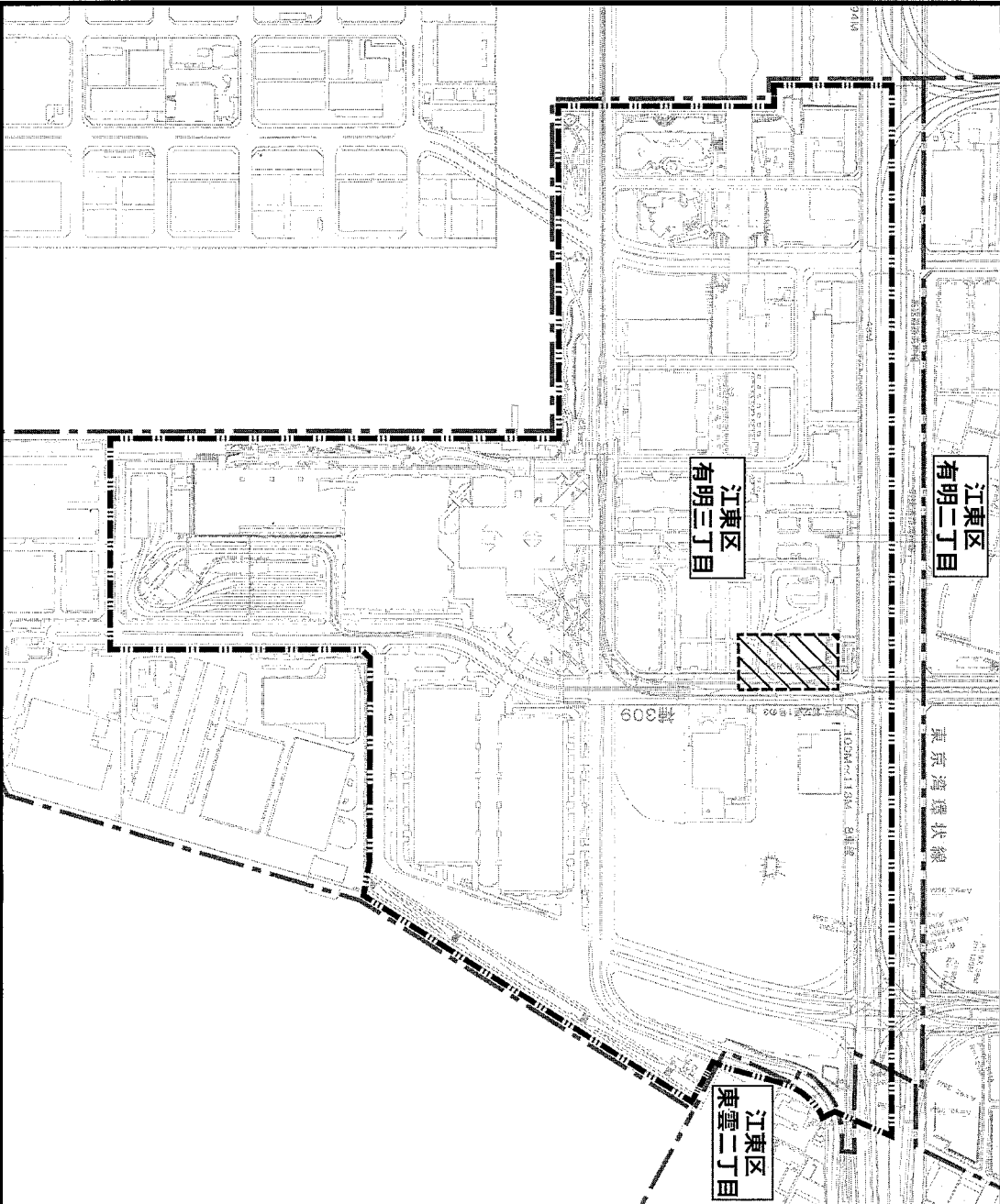
[東京都決定]

凡例

-----  
地区計画の区域  
及び再開発等促進区の区域

▨  
変更する区域

-----  
町丁目境界線



再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 東品川四丁目地区地区計画

二 位置 変更する区域

品川区東品川四丁目地内

三 区域 別図のとおり

四 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)及び品川区役所

五 縦覧期間

公告の日の翌日から起算して二週間  
新宿区西新宿二丁目八番一号

六 意見書の提出先

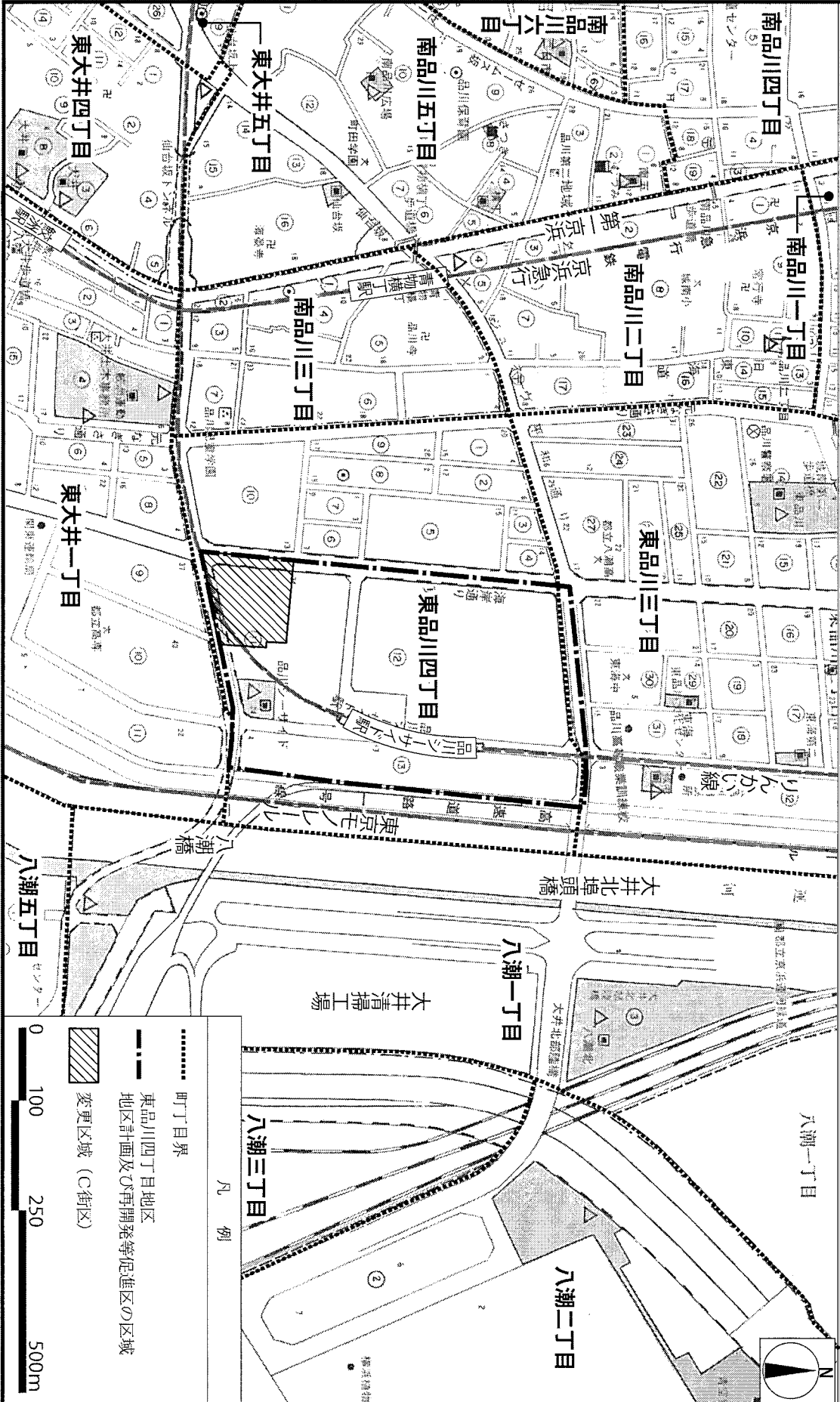
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画  
東品川四丁目地区計画

区域図

[東京都決定]



開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成二十六年十二月三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

国分寺市戸倉二丁目六番五十二、同番五十三、九番一から同番三まで及び同番六

千代田区丸の内二丁目二番三号  
株式会社フージャースアベニュー

代表取締役 森 俊哉

武蔵村山市大南二丁目八十四番三、同番三地先、八十八番二及び九十番十

西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字野辺三百五十七番三  
有限会社吉泰

代表取締役 佐々木隆行

青梅市新町九丁目四番一

西東京市西原町一丁目四番一号

アイディホーム株式会社

代表取締役 久林 欣也

八王子市千人町二丁目二十七番四十五

八王子市南大沢一丁目八番地二

大和ハウス工業株式会社

支配人 萩原 毅

国分寺市東戸倉二丁目三十七番三及び同番四の各一部、同番四地先、同番九並びに同番十一、三十八番一及び同番三の各一部、同番七、同番八並びに同番九の一部

国分寺市東戸倉二丁目四十一番地四

小泉 幸雄

八王子市小比企町九百九十三

八王子市小比企町九百九十

番・九百九十四番・九百九十五番合併一の一部及び九百九十六番

田中 清貴

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成26年12月3日

東京都収用委員会

会長 内 山 忠 明

- 1 起業者の名称 江東区
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第115号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 平成26年11月6日

別記のとおり

別記

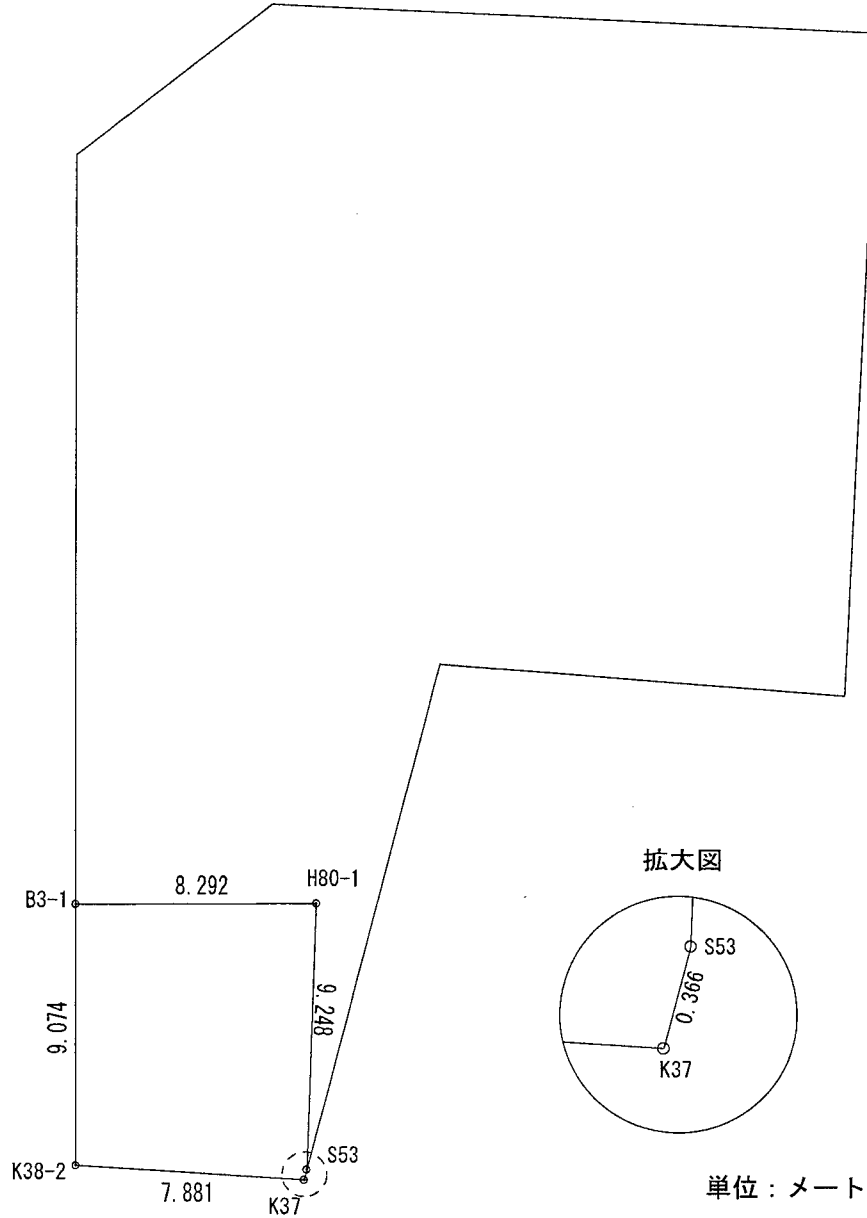
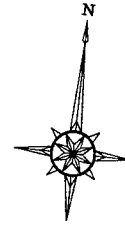
裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考			
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所		氏名	住所	権利の種類
東京都江東区大島二丁目	57番1	宅地	765.58 m <sup>2</sup>	784.06 m <sup>2</sup>	75.82 m <sup>2</sup>	宇田川光男 (持分2分の1)	東京都江東区大島二丁目7番16号 山木アパトー101	山木伊三雄	東京都江東区大島二丁目6番9号	借地権	別図のとおり
						宇田川光弘 (持分5分の1)	東京都江東区大島二丁目6番9号	中嶋新一		土地の転貸借による権利	
						宇田川泰予 (持分5分の1)	東京都江東区大島二丁目6番9号				
						宇田川和弘 (持分10分の1)	東京都世田谷区北鳥山七丁目12番24-304号				

別図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都江東区大島二丁目57番1のうち

75.82平方メートル



測点名	$X_n$	$Y_n$	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
H80-1	-34151.453	-1189.945	8.878	-303196.599734
S53	-34160.679	-1189.311	0.579	-19779.033141
K37	-34161.041	-1189.366	-7.929	270862.894089
K38-2	-34161.366	-1197.240	-8.823	301405.732218
B3-1	-34152.342	-1198.189	7.295	-249141.334890
倍面積				151.658542
面積				75.829271
地積				75.82 m <sup>2</sup>

<p>土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、 公告する。</p> <p>平成26年12月3日 東京都収用委員会</p>	<p style="text-align: center;">会長 内 山 忠 明</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 起業者の名称 江東区</li> <li>2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第115号線</li> <li>3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、 地番、地目及び地積等</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>4 土地所有者の氏名及び住所</li> <li>5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類</li> <li>6 裁決手続開始決定年月日 平成26年11月6日</li> </ol>	<p style="text-align: right;">別記のとおり</p>

別記

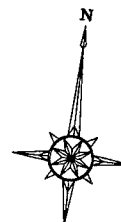
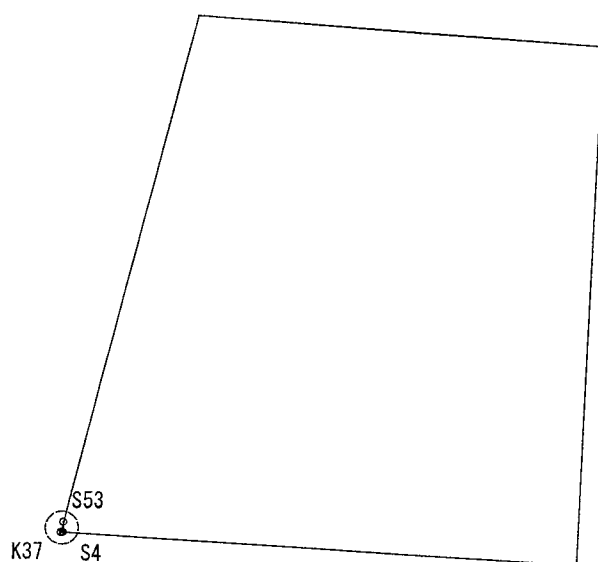
裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考			
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所		氏名	住所	権利の種類
東京都江東区大島二丁目	58番	宅地	290.90 m <sup>2</sup>	289.80 m <sup>2</sup>	0.01 m <sup>2</sup>	宇田川光男	広島県広島市東区牛田早稲田三丁目11番2-503号	山木伊三雄	東京都江東区大島二丁目7番16号 山木アパルト101	借地権	別図のとおり
								中嶋新一	東京都江東区大島二丁目6番9号	土地の転貸借による権利	

別図

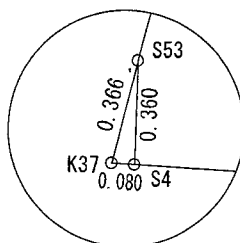
裁決手続の開始を決定した土地

東京都江東区大島二丁目58番のうち

0.01平方メートル



拡大図



単位：メートル

測点名	$X_n$	$Y_n$	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
S4	-34161.038	-1189.286	-0.055	1878.857090
K37	-34161.041	-1189.366	-0.025	854.026025
S53	-34160.679	-1189.311	0.080	-2732.854320
			倍面積	0.028795
			面積	0.014398
			地積	0.01 m <sup>2</sup>



<p>土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、 公告する。</p> <p>平成26年12月3日 東京都収用委員会</p>	<p>会長 内山 忠 明</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 起業者の名称 江東区</li> <li>2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第115号線</li> <li>3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、 地番、地目及び地積等</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 土地所有者の氏名及び住所</li> <li>5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類</li> <li>6 裁決手続開始決定年月日 平成26年11月6日</li> </ol> <p style="text-align: right;">別記のとおり</p>
---	---

別記

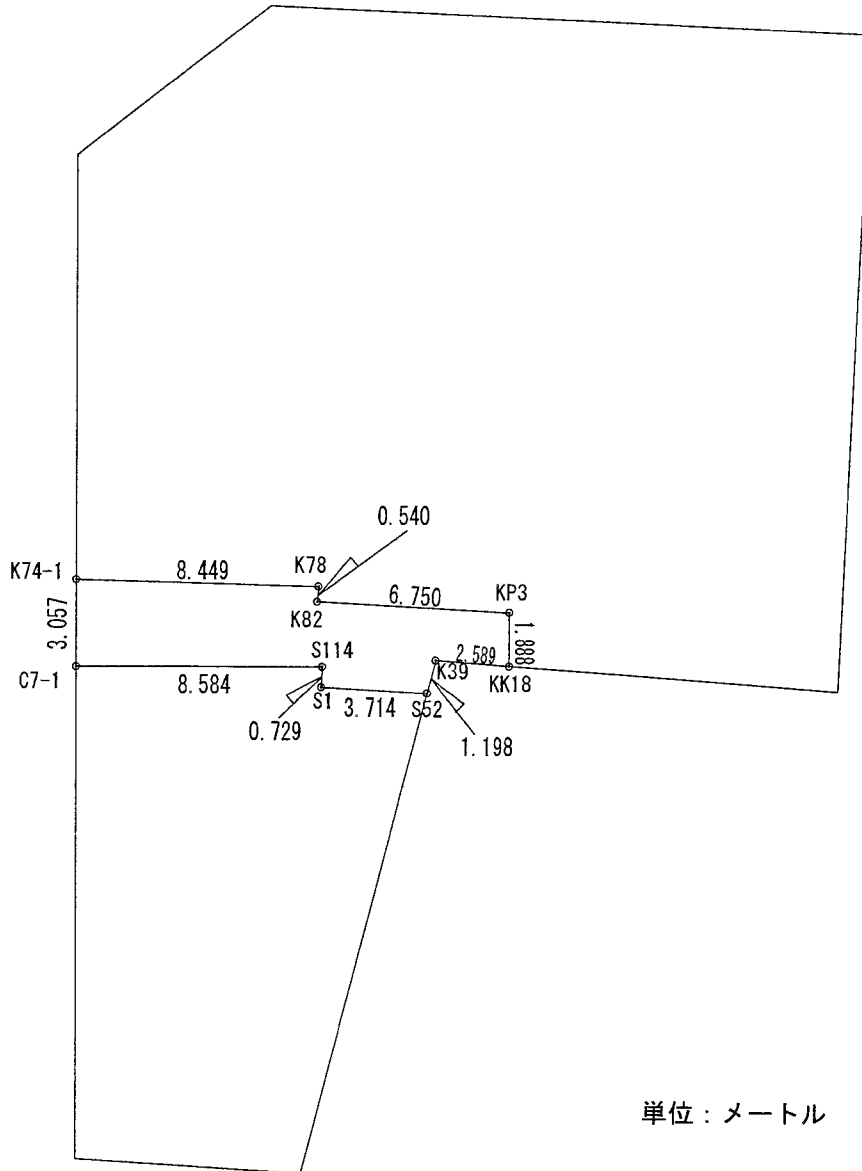
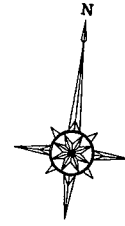
裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考			
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所		氏名	住所	権利の種類
東京都江東区大島二丁目	57番1	宅地	765.58 m <sup>2</sup>	783.96 m <sup>2</sup>	41.70 m <sup>2</sup>	宇田川光男 (持分2分の1)	東京都江東区大島二丁目7番16号 山木アパート101	山木伊三雄	東京都江東区大島二丁目7番16号 山木アパート101	借地権	別図のとおり
						宇田川光弘 (持分5分の1)	東京都世田谷区北島山七丁目12番24-304号				
						宇田川泰子 (持分5分の1)	東京都世田谷区北島山七丁目12番24-304号				
						宇田川和弘 (持分10分の1)	東京都世田谷区北島山七丁目12番24-304号				

別図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都江東区大島二丁目57番1のうち

41.70平方メートル



単位：メートル

測点名	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub>	X <sub>n</sub> ·(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> )
KP3	-34140.764	-1184.174	-6.942	237005.183688
K82	-34141.099	-1190.916	-6.762	230862.111438
K78	-34140.559	-1190.936	-8.445	288317.020755
K74-1	-34141.197	-1199.361	-8.105	276714.401685
C7-1	-34144.237	-1199.041	8.858	-302449.651346
S114	-34143.346	-1190.503	8.588	-293223.055448
S1	-34144.073	-1190.453	3.760	-128381.714480
S52	-34143.897	-1186.743	3.891	-132856.903227
K39	-34142.713	-1186.562	2.769	-94541.172297
KK18	-34142.641	-1183.974	2.388	-81532.626708
			倍面積	-83.405940
			面積	41.702970
			地積	41.70 m <sup>2</sup>

<p>土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、          平成26年12月3日          東京都収用委員会</p>	<p style="text-align: center;">会長 内 山 忠 明</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 起業者の名称 江東区</li> <li>2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第115号線</li> <li>3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等</li> </ol>
--	---

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考		
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	氏名	住所	氏名		住所	権利の種類
東京都江東区大島二丁目	58番	宅地	290.90 m <sup>2</sup>	289.78 m <sup>2</sup>	宇田川光男	広島県広島市東区牛田早稲田三丁目11番2-503号	山本伊三雄	東京都江東区大島二丁目7番16号 山木アパルト101	借地権	別図のとおり

別記

別記のとおり

- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 平成26年11月6日